

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業	手釣・竿釣・投網・徒網・うぎ・たも網	制限なし	内共第13号漁場	1月1日から 12月31日迄
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	”	”

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網・網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣り・竿釣りによる遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
こい ふな	手釣・竿釣	徒歩	日	300円
			年	3,500円
うなぎ	船使用	日		600円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	備考
こい	徒網	年	2,000円
ふな	投網(船・浮・台)	年	3,500円
うなぎ	うぎ・たも網	臨時	1,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣り・竿釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 熊本県八代郡千丁町古閑出 2975-8 千丁漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

No.
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記

注意事項
1. 2. 3.

遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者
千丁漁業協同組合

--

別記様式 2 号

漁場監視員証

表

裏

No.
漁場監視員証
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
住所
氏名 (年令)
有効期間
発行者 千丁漁業協同組合

注意事項
1.
2.
3.

郡築内水面漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第14号共同漁業権遊漁規則 (目的)

第1条 この規則は郡築内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第14号第5種共同漁業権に係わる漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業の対象となっている水産動物(こい、ふな、うなぎ及びぼら)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣り(ウキ釣り、バクダン釣り)又は歩行投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣り又は歩行投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
こい、ふな ぼら漁業	歩行投網	網丈6m以内	郡築二番町から十二番町まで	1月1日から
	船投網			12月31日まで
うなぎ	釣	竿釣	制限なし	"
	タカンボ	竿釣	制限なし	"

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい、ふな漁業	投網 網目1cm未滿
ぼら、うなぎ	制限なし

(体長の制限)

第 5 条 次の表のア欄に掲げる水産動物はそれぞれイ欄に規定する大きさのものを採捕してはならない。

ア 名称	イ 大きさ
こい うなぎ	全長 25cm 以下のもの
ふな ぼら	制限なし

(遊漁料の額及び納付方法)

第 6 条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具	漁法	遊漁料の額			
			年釣	日釣	年釣	日釣
こい	竿釣	徒歩 ウキ釣	3,000 円	300 円		
ふな	竿釣	徒歩 ウキ釣	"	300 円		
こい ふな	竿釣	徒歩 バクダン釣	5,000 円	500 円		
ぼら	竿釣	歩行 ウキ釣	3,000 円	500 円		
うなぎ	竿釣	歩行 ウキ釣	3,000 円	500 円		
うなぎ	タカンポ	3本くぶり	1,500 円			

ただし、未就学の幼児及び小学生は無料、中学生及び肢体不自由者はそれぞれ規定する額の2分の1に相当する額とする。

2 その他の場合

魚種	漁具	漁法	遊漁料の額	
こい ぼら ふな	投網	歩行打ち投網	年打	3,000 円
こい ぼら ふな	投網	船打投網	だぶ解禁日	3,000 円

3 遊漁料の納付は次に掲げる場所において納付するものとする。ただし第1項に規定する遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。住所 八代市郡築 12 番町 209 番地の 4 郡築内水面漁業協同組合

(遊漁承認証)

第 7 条 組合は第 2 条第 1 項の納付を受けたときは、別記様式第 2 号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の遊漁に迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子を使用するものとする。

(違反者に対する措置)

第 10 条 遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

別記様式第 1 号

遊漁承認申請書	
郡築内水面漁業協同組合殿	
平成 年 月 日	
住所	
氏名 印	
下記の通り承認を受けたいから郡築内水面漁業協同組合第 5 種共同漁業に関する内共第 14 号共同漁業権遊漁規則第 2 条の規定に基づき申請します。	
記	
1 漁獲物の種類	鮒 鯉 ぼら うなぎ
2 漁具漁法	竿釣、歩行投網、船網、バクダン釣
3 採捕区域	内共第 14 号区域内
4 採捕期間	毎年 1 月 1 日～12 月 31 日まで
5 承認を受けようとする期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日